

# 10月1日 国勢調査

## あなたの今を 記入してください

今回で20回目を迎える国勢調査が  
10月1日を基準日に行われます。  
未来への羅針盤となるこの調査に、  
みなさんのご協力をお願いします。



センサス

**9月上旬から調査員が  
お伺いします**

国勢調査は、10月1日を基準日として行われます。これは、大正9年の第1回調査から変わることなく続いています。

今回行われる国勢調査は20回目。調査書類の配布・回収は、国勢調査員が9月上旬から10月上旬にかけて行います。

**国内に住む  
すべての人が対象**

10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人を、ふだん住んでいる所で調査します。

日本にふだん住んでいる外国人の方も国籍に関係なく調査の対象になります。

**個人の情報は  
守られます**

国勢調査は、統計法など法律の規定に基づいて行われます。

これらの規定は、調査する人にも、そして調査を受ける人にも適用されます。

調査を受ける人には申告が義務づけられている一方で、調査をする人などが調査結果を他に漏らしたり、調査票を統計を作る目的以外に使用することは固く禁じられています。また、調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に保管され、集計が完了した後で溶解処分され、再生紙に生まれ変わります。

**「かたり調査」に  
ご注意ください**

国勢調査をかたった不審な訪問者や電話・電子メールなどにご注意ください。調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」「国勢調査従事者用腕章」を携帯しています。

不審に思った際には、回答しないで速やかに北秋田市国勢調査実施本部などにお知らせください。

**ここが知りたい国勢調査  
国勢調査員はどんな人なの？**

調査票を配布・回収する国勢調査員は、北秋田市長の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。

**必ず答えなければいけないの？**

調査票が提出されなかったり、正しい回答がされなかったりすると誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため「統計法」や「国勢調査令」といった法令で、正しい回答の義務を規定しています。つまり、国勢調査に参加することは私たちの義務の一つなのです。

**名前も登録されるの？**

調査票に名前を書くのは、調査対象として誰が調査され、誰によって記入されたかを確認し、調査漏れや重複調査を防ぐためです。また、記入内容に不備があったときに、照合する手がかりとするためでもあります。このように、あくまでも正確な調査を行う目的で名前を書いていた

**インターネットによる  
回答が可能です**

今回の国勢調査から、これまでの紙の調査票のほか、インターネットによる回答を選択することができます。調査員がインターネット回答用ID等を世帯へ配布しますので、事前の申込みは不要です。インターネット回答を利用すると仕事の都合などで日中不在がちな世帯の方でも、回答期間内であれば24時間好きな時間に回答できます。また、回答時間も短縮され、記入漏れが容易に提出できます。



みらいちゃん

◎お問い合わせ

北秋田市国勢調査実施本部  
(総務部総合政策課内)

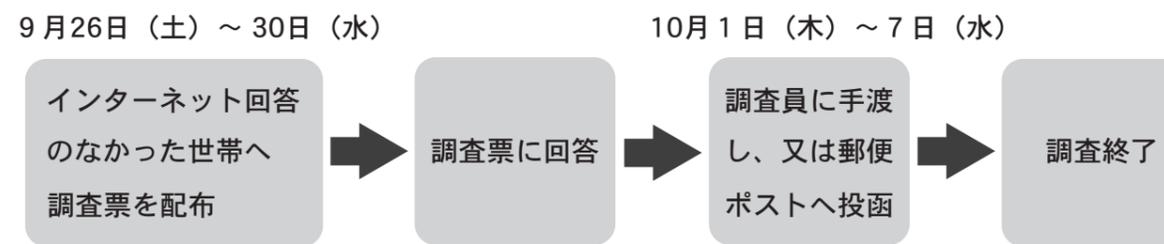
☎62・6606

### ▼インターネット回答は



※インターネット回答用IDはセキュリティ確保のため、原則、再発行しません。調査終了まで大切に保管してください。

### ▼調査票での回答は



※9月10日(木)～20日(日)の期間内にインターネットで回答していただいた世帯には、紙の調査票は配布しません。

**調査票は郵送できないの？**

調査票は、郵送で提出することができますが、北秋田市では、一定期間内にすべての調査票を回収し、一人の漏れ、重複もなく正確な統計を作成するため、調査員への提出を推奨していますので、ご協力をお願いします。

**旅行で留守に、どうすれば？**

調査期間中に旅行などで家を留守にするときは、北秋田市国勢調査実施本部に連絡し、調査票の配布・回収について相談してください。

**調査結果はいつわかるの？**

人口・世帯数の速報は、来年2月までに公表され、その他の集計結果は順次公表されます。

**最後に**

総勢198人の調査員が、9月10日以降一斉に全世帯を対象に調査書類の配布・回収に伺います。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。